

令和3年度 下野三楽園事業報告

I 法人事業

1 理事会・評議員会等の開催

(1) 役員会(理事会)の開催状況

	開催日	主な審議決定事項	出席状況
第1回	R3.5.27(木)	1 令和2年度事業報告及び決算報告 [監事監査：R3.5.18(火)] 2 評議員候補者の推薦 3 役員(理事・監事)候補者の選定 4 定時評議員会の招集事項	理事 6名 監事 3名
第2回	R3.6.16(水)	1 理事長の選任	理事 5名 監事 3名
第3回	R4. 3.11(金)	1 令和3年度第一次補正予算 2 令和4年度運営方針及び事業計画 3 令和4年度予算 4 給与規程の改正 5 育児・介護休業等に関する規則の改正 6 評議員会の招集事項 7 令和3年度児童アンケート結果の報告	理事 5名 監事 3名

(2) 評議員会の開催状況

	開催日	主な審議決定事項	出席状況
第1回	R3.6.16(水)	1 令和2年度事業報告 [監事監査：R3.5.18(火)] 2 令和2年度決算 3 理事及び監事の選任	評議員 6名 監事 3名
第2回	R4.3.24(木)	1 令和3年度第一次補正予算 2 令和4年度運営方針及び事業計画 3 令和4年度予算 4 給与規程改正の報告 5 育児・介護休業等に関する規則改正の報告 6 令和3年度児童アンケート結果の報告	評議員 5名 監事 3名

(3) 評議員選任・解任委員会の開催状況

	開催日	主な審議決定事項	出席状況
第1回	R3.5.27(木)	1 評議員の選任	委員 6名

II 施設運営

1 児童の入所状況

(1) 措置児童

年齢区分		令和3年度				令和4年度
		R3. 4. 1 現在	入 所	退 所	R4. 3.31 現在	R4. 4. 1 現在
幼 児	男	2			2	1
	女	2	1		3	2
	計	4	1		5	3
小学生	男	4	1	1	4	4
	女	8			8	9
	計	12	1	1	12	13
中学生	男	6			6	6
	女	8			8	6
	計	14			14	12
高校生	男	3		2	1	2
	女	3		1	2	5
	計	6		3	3	7
計	男	15	1	3	13	13
	女	21	1	1	21	22
	計	36	2	4	34	35

※ R4.4.1 現在の年齢区分は、新年度での入学等があるため 3.31 現在とは異なる。

(2) 一時保護

年齢	性別	一時保護期間等	備考
		なし	

(3) ショートステイ(宇都宮市・上三川町)

年齢	性別	利用期間	備考
		なし	

2 入所児童の処遇

(1) 年間指導計画及び行事計画に基づく事業の実施

別紙1のとおり（P7～P9）

(2) 園情報誌(さんらくえん通信)の発行

年2回発行 第44号(10月)、第45号(3月)

(3) 基礎学力の向上

- ・公文式学習を実施（小学生：算数、日・月・水・金・土、中学生：数学、日・月・水・金）
- ・中学生を対象として市内の学習塾への通塾を行った。

(4) 自立支援計画の策定及び実施

各児童の現況と問題点等を概ね6か月ごとに話し合い、自立支援計画書を策定して児童相談所へ送付し、児童相談所の意見を求めて児童の処遇に活用した。

(5) 地区との連携

篠井地区連合自治会に三楽園自治会として登録し、園長が自治会長として会議等に出席している。毎年実施している球技大会、体育祭、防災訓練などに参加し、特に敬老会、秋祭り、「うどん祭り」では「さんらく太鼓」を披露しているが、令和3年度も前年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大予防のため全て中止になった。

(6) ショートステイ事業

宇都宮市及び上三川町と契約しているが、受け入れ実績はなかった。

(7) 児童養護施設運営指針に基づく自己評価を実施した。

また、児童の満足度調査のための児童アンケートを実施し、結果を3月の役員会(理事会)及び評議員会で報告した。

(8) 部門別処遇の実施

①小規模居室単位での処遇

- ・畑での作物栽培(きゅうり、ミニトマト、なすなど)や収穫を行い、また、作った作物を丸かじりしたり調理するなどして、育てる楽しみ・作る楽しみが体験できるようにした。
- ・楽しく食事をしながら、挨拶の習慣やマナーが身に付けられるように努めた。また、食を通して季節や行事に関する興味や、一般常識を理解する機会を持った。
- ・居室ごとに子供と職員で調理を行う「居室炊飯」を毎月実施した。夏休みなどに実施していた居室単位での一泊旅行は中止した。

②個別指導

- ・学校、児童相談所とのカンファレンスを実施した。
- ・処遇困難児の支援について、担当職員からの相談に基幹的職員が中心になってアドバイスをを行うとともに、当該児童に対しても相談する時間を設けた。
- ・児童相談所や学校などの関係機関と連携し、日常生活での問題行動などについての情報交換を行って、共通理解と支援につながるように努めた。

③心理療法

- ・個別の心理療法は小学生6名、中学生7名、高校生2名を対象として実施した。
- ・学校の長期休み期間を利用し、児童一人につき45分間の心理療法を、延べ36人に実施した。
- ・児童の年齢に応じて、箱庭療法、人形を用いた遊戯療法を行った。
- ・心理療法の結果は、職員の打ち合わせや児童処遇会議等で報告し、また、担当職員と日常生活の様子を含めて共有することで、共に児童の理解を深め、養育に生かせるよう努めた。

④親子関係の再構築支援

- ・児童と保護者の関係修復や改善のため、児童相談所と連携を取りながら、児童や保護者からの相談に対応し、支援に努めた。
- ・連絡が途絶えがちな保護者に対しては親子関係が疎遠にならないように支援しているが、コロナ禍のため夏休み期間中などの外出泊、学校行事への参加は大きく制限された。

⑤自立支援

- ・とちぎユースアフター事業協同組合主催の自立支援プログラム研修(年5回実施)に児童(主に高校生対象)を参加させ、社会性の向上など自立に向けての支援を行った。
- ・自立支援資金貸付事業(国庫) 利用実績なし
- ・退所予定児童就労支援事業(共同募金会) 令和3年度卒業児2名が利用した。
- ・園内宿泊訓練 実施しなかった
- ・社会復帰促進事業 実施しなかった

3 運営体制

運営会議(副主任以上の職員)、職員会議及び児童処遇会議を毎月定例開催し情報を共有するとともに、居室担当者会議やチームリーダー制を活用して職員間の意思統一と共通理解を図り、入所児童の適切な処遇にあたった。

また、入所児童の食育を促進するための給食委員会を毎月開催した。

4 その他

(1) ボランティア及び寄附物品の受け入れ状況

別紙2のとおり（ P 10 ～ P 12 ）

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

- ①国や県などが発行している対応方針及びガイドラインを職員に配布して予防を徹底するとともに、毎月の職員会議での注意喚起並びに情報提供などを行っている。
- ②すべての在園児童は起床時に、職員は始業前に検温を実施しており、体調の変化を見逃さないよう気をつけている。
- ③園内の除菌・消毒のためのアルコール消毒液を各居室と管理棟内に設置し、調理室には「電解次亜水」発生器を導入して安価な消毒液が安定的に供給できるようにしている。
- ⑤寄附のあったマスクなどは児童の感染予防のために活用し、また、園内感染の発生に備えて防護服などの備蓄を行っている。
- ⑥感染のリスクを軽減するため、児童の一人ひとりが個人で使用するためのマイ体温計を配備している。
- ⑦ワクチン接種について、児童は5歳未満の3名と保護者の同意が得られない2名を除き、中学生以上3回、小学生は2回接種済み。職員は全員3回目まで接種済み。
- ⑧県の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されていた時期を中心に、保護者の面会を一時的に中止したり制限するなどした。
- ⑨職員本人や家族が罹患したり、濃厚接触の疑いがある場合に出勤を停止する場合に取得させる有給の特別休暇や、感染した児童を園内で直接看護する職員などに対して支給する「危険業務従事手当」を整備した。
- ⑩他施設で感染が発生し職員が手薄になった場合に、支援のための職員を派遣する制度を県と栃養協が中心になり構築し、派遣要員として職員を登録している。

(3) 新型コロナウイルス感染事案

令和4年4月21日から23日にかけて、職員2名・児童1名が新型コロナウイルスに感染する事案が発生し、所要の対応を行った。詳細は別紙3（ P 13 ）のとおり。

- (4) 過年度の卒園生の状況
別紙4 (P 14) のとおり

Ⅲ 公益事業

1 とちぎユースアフターケア事業

① 自立支援プログラム研修会への参加

- ・ボウリングと性教育講義「性教育は恥ずかしいが役に立つ」(R3. 6. 26)
- ・健康講座「こころの健康」(R3. 7. 24)
- ・法律知識「やばいよ、やばいよ 4月1日からやばいよ。でも大丈夫クイズ」(R3. 10. 30)
- ・料理教室「食パンを使った料理」(R3. 11. 21)
- ・冠婚葬祭マナー、テーブルマナー(洋食)教室 (R4.3.6)
- ・「コミュニケーションスキル」(R3. 9. 11)及び先輩との話し合い(R4. 1. 15)は中止

② 生活資金等の貸付事業

R3年度貸付実績 なし